

# マイチオナー新聞

賃貸経営マーケットレポート

## 賃貸経営、不動産売買、有効活用の提案

■発行所:丸一不動産株式会社 ■本社:東京都北区上十条2-28-8 ■TEL:03-5993-1841 ■FAX:03-3907-6157  
 ■2019年10月号 ■毎月1回発行 ■URL:<http://www.m-1.co.jp/> ■E-MAIL:[mail@m-1.co.jp](mailto:mail@m-1.co.jp)

地元の不動産は地元の不動産屋さんに  
をモットーに、十条エリアで60余年

賃貸管理・賃貸経営コンサルティング売  
買全般・不動産相続問題・空家問題等  
等を得意としております。

免許番号:東京都知事(15)第9236号  
加盟団体:社団法人全国宅地建物取引業協会  
社団法人東京都宅地建物取引業協会  
社団法人全国賃貸不動産管理業協会



賃貸経営における消費税の課税、非課税の扱いは明確ですが、「2%」の増税が今後の経営にどのような影響を及ぼすか注目されます

二度にわたって延期された消費税率が、10月1日に10%に引き上げられます。ポイント還元などの対策が打ち出されていますが、増税に伴い今後の景気の行方にどのような影響を及ぼすか注目されています。賃貸経営と消費税の関わりについて、まとめてみました。

消費税率は平成9年4月に3%から5%に引き上げられ、26年4月には17年ぶりに8%に、そして10月には5年半ぶりに10%に引き上げられます。すでに3%、5%、8%と段階的に増税されてきたのですが、今回の2%の増税で景気回復が腰折れにでもなれば、賃貸市場にも影響が及ぶことから、増税後の成り行きに気をもみます。

消費税は商品を買つたり、サービスを受けた時にかかるくら

い間接税です。賃貸関連では居

住用の家賃(共益費含む)、共

益費、礼金・敷金のほか損害保

険料、借入金利息は非課税で、住

まいと別契約の駐車場賃料、修

繕費、不動産管理会社への管理

委託料などには課税されます。

同じ家賃でも貸事務所、貸店

舗、工場、倉庫などは事業用と

して課税対象。例えば、土地を

購入して、賃貸住宅を建てる場

合、土地価格は非課税ですが、建

設費、土地・建物の登記関連費

用は課税対象です。

なお、社宅は居住用の扱いの

象となります。

賃貸経営のメイン

の収入の家賃には消費税がかかる

わけではないので、増税分の出費は経

常全体から見れば持ち出しとなりま

す。電球や蛍光灯などの雑費からリフ

ォーム、大規模修繕に要する数百万

円まで増税分の負担が新たにかかります。

数千万円の工事代まで増税分の負

担が新たにかかります。

これまで増税分の負

担が新たにかかります。

月令和2年3月も対象です。

※賃貸住宅関連の消費税の課税・非課

税の内容は、国税庁の『集合住宅の家賃、共益費、管理料等の課税・非課税の判定』等を参照してください。

課税売上高一千万円超から  
納税義務が生じます

平成31年4月～令和2年3月

31日までに請負契約・着工し、令

和元年10月1日以降に引渡しを

しましたリフォームが対象となつて

います。特例として、平成30年

12月21日～平成31年3月に請負

契約を締結、着工が令和元年10

月～令和2年3月も対象です。

※賃貸住宅関連の消費税の課税・非課

税の内容は、国税庁の『集合住宅の家賃、共益費、管理料等の課税・非課税の判定』等を参照してください。

上が一千円を超えると、個人事業者でも法人でも課税事業者となり、納税の義務が生じますので注意が必要です。

ところで、10月の消費税率引

上げに備え、様々な商品と交換

できる「次世代住宅ポイント制度」が運用されています。賃貸

住宅は新築は非対象ですが、リ

フォームが対象になります。窓・

ドアの断熱改修、外壁、屋根・

天井、床の断熱改修、耐震改修、

バリアフリー改修などのリ

フォームをした場合に、最大30

万ポイント(30万円相当)がも

られます。

平成31年4月～令和2年3月

31日までに請負契約・着工し、令

和元年10月1日以降に引渡しを

しましたリフォームが対象となつて

います。特例として、平成30年

12月21日～平成31年3月に請負

契約を締結、着工が令和元年10

月～令和2年3月も対象です。

※賃貸住宅関連の消費税の課税・非課

税の内容は、国税庁の『集合住宅の家賃、共益費、管理料等の課税・非課税の判定』等を参照してください。

上が一千円を超えると、個人事業者でも法人でも課税事業者となり、納税の義務が生じますので注意が必要です。

ところで、10月の消費税率引

上げに備え、様々な商品と交換

できる「次世代住宅ポイント制度」が運用されています。賃貸

住宅は新築は非対象ですが、リ

フォームが対象になります。窓・

ドアの断熱改修、外壁、屋根・

天井、床の断熱改修、耐震改修、

バリアフリー改修などのリ

フォームをした場合に、最大30

万ポイント(30万円相当)がも

られます。

平成31年4月～令和2年3月

31日までに請負契約・着工し、令

和元年10月1日以降に引渡しを

しましたリフォームが対象となつて

います。特例として、平成30年

12月21日～平成31年3月に請負

契約を締結、着工が令和元年10

月～令和2年3月も対象です。

※賃貸住宅関連の消費税の課税・非課

税の内容は、国税庁の『集合住宅の家賃、共益費、管理料等の課税・非課税の判定』等を参照してください。

上が一千円を超えると、個人事業者でも法人でも課税事業者となり、納税の義務が生じますので注意が必要です。

ところで、10月の消費税率引

上げに備え、様々な商品と交換

できる「次世代住宅ポイント制度」が運用されています。賃貸

住宅は新築は非対象ですが、リ

フォームが対象になります。窓・

ドアの断熱改修、外壁、屋根・

天井、床の断熱改修、耐震改修、

バリアフリー改修などのリ

フォームをした場合に、最大30

万ポイント(30万円相当)がも

られます。

平成31年4月～令和2年3月

31日までに請負契約・着工し、令

和元年10月1日以降に引渡しを

しましたリフォームが対象となつて

います。特例として、平成30年

12月21日～平成31年3月に請負

契約を締結、着工が令和元年10

月～令和2年3月も対象です。

※賃貸住宅関連の消費税の課税・非課

税の内容は、国税庁の『集合住宅の家賃、共益費、管理料等の課税・非課税の判定』等を参照してください。

上が一千円を超えると、個人事業者でも法人でも課税事業者となり、納税の義務が生じますので注意が必要です。

ところで、10月の消費税率引

上げに備え、様々な商品と交換

できる「次世代住宅ポイント制度」が運用されています。賃貸

住宅は新築は非対象ですが、リ

フォームが対象になります。窓・

ドアの断熱改修、外壁、屋根・

天井、床の断熱改修、耐震改修、

バリアフリー改修などのリ

フォームをした場合に、最大30

万ポイント(30万円相当)がも

られます。

平成31年4月～令和2年3月

31日までに請負契約・着工し、令

和元年10月1日以降に引渡しを

しましたリフォームが対象となつて

います。特例として、平成30年

12月21日～平成31年3月に請負

契約を締結、着工が令和元年10

月～令和2年3月も対象です。

※賃貸住宅関連の消費税の課税・非課

税の内容は、国税庁の『集合住宅の家賃、共益費、管理料等の課税・非課税の判定』等を参照してください。

上が一千円を超えると、個人事業者でも法人でも課税事業者となり、納税の義務が生じますので注意が必要です。

ところで、10月の消費税率引

上げに備え、様々な商品と交換

できる「次世代住宅ポイント制度」が運用されています。賃貸

住宅は新築は非対象ですが、リ

フォームが対象になります。窓・

ドアの断熱改修、外壁、屋根・

天井、床の断熱改修、耐震改修、

バリアフリー改修などのリ

フォームをした場合に、最大30

万ポイント(30万円相当)がも